

## 平成30年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 平成30年3月8日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第47号 市道路線の認定について  
議第48号 市道路線の変更について  
議第49号 市道路線の廃止について  
議第51号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について  
議第52号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について  
議第53号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について  
議第54号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例設定について  
議第62号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
議第63号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
議第64号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議第65号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）  
議第17号 平成30年度村上市下水道事業特別会計予算  
議第18号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計予算  
議第19号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計予算  
議第20号 平成30年度村上市水道事業会計予算
- 4 出席委員（7名）

1番 川村敏晴君	2番 本間善和君
3番 平山耕君	4番 本間清人君
6番 大滝久志君	7番 小田信人君
8番 川崎健二君	
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
鈴木好彦君 稲葉久美子君 鈴木いせ子君  
竹内喜代嗣君 木村貞雄君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
建設課長	中村則彦君
同課整備室長	伊与部善久君（課長補佐）
同課整備室係長	小田康隆君
同課管理室長	五十嵐忠幸君
同課管理室副参事	風間貴志君
同課日沿道対策室長	山田知行君（課長補佐）
都市計画課長	東海林則雄君
同課建築住宅室長	志村悟君（課長補佐）

同課都市政策室長	中村宣信君
同課都市政策室係長	鈴木孝志君
下水道課長	早川明男君
同課工事係長	臼井信一君
同課管理業務室長	稲垣秀和君
同課管理業務室係長	齋藤健一君
同課管理業務室係長	渡邊貴志君
水道局長	川村甚一君
同局工事係副参事	菅原和英君
同局管理業務室長	内山治夫君 (課長補佐)
同局管理業務室係長	宮村勉君
同局管理業務室係長	本間孝幸君
村上支所村上水道事務所長	山田広良君 (課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
同課建設管理室長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	加藤泰君
同課産業建設室長	森山治人君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
係長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第4** 議第47号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 中村則彦君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
建設課長

おはようございます。それでは、議第47号について説明させていただく。市道の認定である。今回は荒川地区1路線、神林地区1路線、そして村上地区1路線、計3路線について市道認定をお願いするものである。別表の下の表の認定路線の幅員延長調書と、それと右のほうの路線説明図によって説明させていただく。1路線目、大津74号線である。こちらのほうは、市道の整備事業に伴って新規に市道認定を行うものである。幅員は6メートルから12.4メートル、延長は50メートルである。2路線目、殿岡27号線だが、このたび道路用地の寄附を受けたので、市道に認定するものである。幅員4メートルから5.5メートル、延長37メートルになる。3路線目、運動公園線である。この路線についても、市道の整備事業に伴って新設する道路と既存の運動公園内通路を合わせて市道に認定するものである。幅員6メートルから24メートル、延長は680メートルになる。認定路線の位置についてご説明いたす。右の市道路線説明図をごらんいただきたいと思います。図面中央部の

大津字石橋地内にある区画が約30区画ほど宅地分譲された住宅地がある。通称クロッカス団地と呼ばれている住宅地であるが、こちらの住宅地の道路は、現在図面の斜め横方向の県道坂町停車場・金屋線の消防署荒川分署脇から大津69号線、70号線、71号線とつながっている。認定路線については、外周の大津70号線の黒丸印を起点として、矢印の位置の広域農道下越中部地区であるが、こちらを終点とする延長50メートルの道路になる。本路線の整備によって、広域農道からも住宅地への通行が可能となる。次のページをお願いする。殿岡27号線である。図面の上の幹線道路が国道290号であって、2級河川石川が並行して流れている。本路線の殿岡27号線であるが、国道290号から石川を橋で渡り小出につながる市道殿岡10号線と、同じく国道290号から日枝神社方向のほうに行く殿岡9号線を結ぶ道路であって、殿岡10号線側の黒丸印を起点として、矢印の位置の殿岡9号線を終点とする37メートルの道路となる。右の図面をごらんいただきたいと思う。図面中央より左寄りの上下に縦断する道路が日沿道になって、村上山辺里インターが県道に接続している。図面中央の市道下相川日下4号線であるが、県道から屋外運動場を結ぶ道路として今現在整備を進めているところである。認定路線である運動公園線については、この下相川日下4号線から新規に680メートルの道路を認定するものであって、下相川日下4号線の小谷川橋詰めの黒丸印からこっちを起点として、矢印の位置の市道下山田線を終点するものである。本日皆様方のほうに配付させていただいたA3カラーの参考図をごらんいただきたいと思う。こちらのほうの右下のほうに運動公園線の記載がある。この図面であるが、全体680メートルのうち実線部であるが、こちらが市道新設部で、赤の実線部である。235メートル。点線部が既存の運動公園の野球場につながる園内道路で445メートルであって、全体で延長680メートル区間の認定を行うものである。以上、3路線について市道認定をお願いするものである。よろしく願いする。

(質 疑)

本間 清人

ちょっと1点確認なのだが、これ何度もずっと旧市議会から市道路線認定のその網かけの中に、幅員が4メートル、延長50メートルというその網かけあった。今その殿岡27号線、例えば市道から県道に結ぶ道路に関しては、それが若干延長50メートルなくてもいいのだよなんて前も説明いただいたような気がするのだが、今回別に反対するわけではないのだ。いいのだけれども、市道殿岡10号線から9号線にぶつかるといふうにこの地図ではなっているのだけれども、私にはどうもこれこの神社の参道にしか見えないのだ、ぶつかっているところが。その辺どうなのか。

建設 課長

私どものほうの市道認定基準によると、市道と市道に連続するつなぐ道路については、延長については取り決めがないわけであって、この神社のほうに行く道路についてもこれ市道であって、両方市道で、そこにつながる道路であるから、37メートルでも認定基準になるというふうなことである。袋小路の場合は、50メートルというふうな基準あるけれども、こちらの場合両方市道だというふうなことで、延長的に短い延長であるが、市道認定基準に合致するというふうなことある。

川崎委員長

よろしいか。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第5** 議第48号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 それでは、市道路線の変更についてご説明いたします。村上地区3路線である。別記をごらんいただきたいと思う。路線いずれも、村上総合病院の移転新築事業と病院の周辺道路整備事業に伴うものであって、村上総合病院の移転予定地と新たに整備する道路についての重複区間について、重なる部分であるが、その区間について起終点の変更を行うものである。別記の上の表をごらんいただきたいと思う。このたび変更する路線については田島1号線、田島3号線、機関車庫裏線の3路線になる。起終点の変更による新旧の地番は上の表、幅員と延長は下の表に記載のとおりであるので、説明省略させていただく。路線の位置と変更部分の説明させていただく。3路線の位置と変更部分については、右の道路路線変更説明図と、別紙のA3縦の参考図で説明させていただきたいと思う。初めに、済みません、A3のこの図面を出していただきたいと思う。この青色で表示した部分が田島1号線である。波線が変更前で、実線が変更後になる。黒丸が起点、矢印部分が終点になる。起点部の青丸印が伸びた部分が変更部分になっている。こちらのほう、変更部分であるが、あとの議第49号で上程させているので、進めさせていただくが、田島4号線の廃止に伴って緑町・松山線、幹線道路であるが、ここからのわずかな区間であるが、未認定となるので、約20メートルほどある。この区間を市道とするために、田島1号線を青丸の幹線の緑町・松山線まで延伸したものである。次、田島3号線、橙色である。こちらのほうは、波線黒丸が現在の起点であって、矢印部分が終点になる。この路線についても、村上総合病院の移転予定地と新たに整備する緑町・松山線及び緑町・大通り線と重複する区間について市道を廃止するものである。実線の黒丸印を起点とし、矢印部分を終点としたいと思う。3路線目、機関車庫裏線である。こちらのほう緑のJRと並行に走っている路線である。波線の丸が現在の起点で、矢印部分が終点になっている。この路線についても、村上総合病院の移転予定地と新たに整備する道路と重複する区間について、実線の黒丸印の緑町・大通り線を起点として、矢印部分の七湊、ずっと下のほうであるが、1号線を終点とするものである。以上、3路線の変更をお願いするものである。よろしく願います。

（質疑）

本間 善和 課長、田島1号線についてちょっとお伺いしたいと思うが、田島1号線の今起点となる部分、多分延長20メートルというちょっとお話しなっただけだけれども、この部分が新たに延長増とするという格好だと思っただけだけれども、ちょっと気になるのがこの0.6メートル、幅員なのだけれども、現況が多分0.6というと人間歩くしかないわけだ。そういうところのところ今認定するという格好での今の提案だと思っただけだけれども、将来的にもこれは0.6メートルで行くということか。

都市計画課長 今都市計画課で進めているこの幹線道路から延びるところなのだけれども、幹線道路が少し上になる。今現状ではこうだけれども、腹つけしながら通れる道路、現況

もそのような形の細い部分になるけれども、幹線道路が上がることによって、若干のりが処理されるので、車が通れるほどの道路にはならないかと思う。

本間 善和 ということは、今この幹線緑町・松山線がこれからきちんと道路ができたという格好になると、ここに乗り入れる道路になるのだから、この0.6も変わってくるという格好でよろしいね。私言うのは、せっかく直すのであれば、60センチの道路なんていうのは、はっきり言えば危険だし、危ないし、特に上り坂になって上っていくようなみたいなの、乗り入れだから、高台にある幹線に入るわけだから、その辺のところは考慮していただきたいということなのだけれども、この認定自体は特に悪いとは言わないのだけれども、せっかくのこれからの計画のときに、乗り入れの道幅として0.6というのではないのだろうと、そういうことを言いたいのだ。

都市計画課長 工事に当たっては、そのちょうど市道のところ取りつけをどうするかといったことで警察とかと協議して、この図面ごらんになってもらえると、ちょうど病院の敷地予定地に入るところの交差点がなって、そのところに道路をつけるのはちょっとよろしくないのではないかというようなことで、車がどんどんと行ったり来たりする道路ではないけれども、この点については配慮していただきたいと思う。

本間 善和 結構だ。

平山 耕 機関車庫裏線だけれども、今のところの、そのところ幅員なのだけれども、幅員を広げる考えはないのか。

建設 課長 こちらの道路については、地区のほうからも要望いただいている、私どものほうとしては、周辺道路の整備とあわせて舗装しようというようなことをご説明させていただいている。幅員については、現道並みで舗装だけしようというようなことで考えている。

平山 耕 わかった。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 今ほど言った機関車庫裏線のことなのだけれども、課長のほうでは現道舗装と書いていたけれども、病院側に向かって右側にある使っていない水路あるのだ。それで、その分は確保できると思うので、しかも地元の松山の集落の方もそう言っているもので、何とかならないのか。

建設 課長 今のところは現道舗装ということで考えているけれども、そこら辺もう少しでは現地のほう調査して検討させてもらいたいと思う。

木村 貞雄 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第48号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第6** 議第49号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 市道路線の廃止である。こちら、村上総合病院の移転新築事業と病院の周辺道路整備事業に伴うものであって、村上総合病院の移転予定地と新たに整備する市道の区域内重複する路線について、市道の廃止を行うものである。別記の上の表をごらんいただきたいと思う。このたび廃止する路線については田島2号線、田島4号線、

田島11号線の3路線になる。路線の終点の地番については、別記に記載のとおりである。廃止する3路線の位置については、右の市道路線の廃止説明図に記載しているが、こちらでもA3の縦長の参考図で説明させていただく。図面中央部に示す赤の実線が廃止路線になる。図面の下のほうから田島2号線、こちらについては緑町・大通り線と重複するため、廃止するものである。田島4号線については、病院予定地内と緑町・松山線、田島11号線については、病院予定地内と緑町・大通り線と重複するために、いずれも市道路線の廃止を行うものである。以上で説明終わる。よろしく願います。

(質 疑)

- 本間 清人 廃止路線、建設予定地の中なので、廃止というのはいいのだが、ちょっと確認で、田島11号線のほうは、その終点から線路に向かってまだちょっと道路あるよね。あと、田島3号線は、逆に起点から右側の線路に向かってまだ道路あるが、この道路はもう既に市道認定になっている路線なのか。
- 建設 課長 田島11号線、ちょうど矢印の先か。こちらのほうは市道認定されていない。下のほうは、どこの位置のことか。この矢印のところまでが市道認定されているわけである。
- 本間 清人 田島2号線のほうは起点から右側、線路に向かってもう一つ何か道路あるではないか。
- 建設 課長 こちらのほうも、市道認定はされていない。
- 川崎委員長 よろしいか。
- 本間 清人 そうすると、先ほどの田島1号線のほうでこの機関車庫裏線からまじって線路側向かって終点になる部分は、これを市道認定にするということだったのではないか、これ前から市道認定になっているのだけれども。そうすると、これ例えば今田島3号線のその起点から右側の線路に向かっていくこの路線は、これも市道認定にしたほうが本当はいいのではないか。
- 建設 課長 再度ちょっと確認させてもらってよろしいか。市道認定されているかどうか、再度ちょっと確認させてもらいたいのだけれども。

(何事か呼ぶ者あり)

- 本間 善和 課長、私もちょっと確認したいところあるので。田島4号線という今廃止するやつ、これの幅員というのはどのぐらいあるのか、起点から終点まで。特にこの終点となる緑町と接するほうの現状の幅員はどのぐらいあるのか。

(何事か呼ぶ者あり)

- 建設 課長 そちらのほう、ちょっと今確認させてもらう。
- 本間 清人 済みません、ちょっとまだ時間あるみたい、その間で。関連なのだけれども、この今ピンクになっている病院建設予定地、これはいいのだが、この道路に絡んで例えば病院が移転となると、恐らく調剤薬局等も全部ほとんど大体病院の近くに移転してくるわけではないか。恐らく今駅前には3つか4つの調剤薬局あるわけだよね。調剤薬局のその建設予定地なんていうのは、今のところ決まっているものか。
- 都市計画課長 厚生連との話しの中では、そういう話題は出ていない。当然薬局なんかは来るのだろうけれども、病院との話しの中では私どもは聞いていない。以上だ。
- 本間 清人 ごめんなさい、この認定に関係ない話だが、まだちょっと資料来るまでの時間あるので。例えばそれがこの病院予定地の敷地内に、病院との協議の中で病院予定地内

にその調剤薬局を建てていいよと病院が言うのか。もしくは、その病院予定地外に建設となると、この道路はみんな絡んでくるわけではないか。だから、俺その例えば調剤薬局建設予定地なんかも含めた中での絡んだ今度市道路線なんかの決定は、またそのとき変わってくるのではないかなと思うのだ。上の原信側なんて、原信の駐車場こんなところに建てられるわけないわけだし。

都市計画課長 ピンクの色のところについては、さきの全員協議会等で病院の建て位置だとか駐車場とかと、こういうふうな形でというようなことで示されたと思う。今病院からは、そここのところについては駐車場、ちょっと資料あれだが、真ん中あたりに病院が建って、病院の下に駐車場ということなので、病院のその敷地の中によその建物が建つということはないのではないかなと考えているけれども、詳しいことは病院のほうとの話は聞いていない。

本間 清人 今後のその都市計画、この周辺整備も含めた中で、例えば今その田島1号線にしても、いずれは都市計画で、こんなぐねぐねした道では都市計画になっていかないわけではないか。多分下のほうの今田んぼとなっているところも、いずれはどんどん、どんどん住宅になってくれればいいわけだ。田んぼ持っている人に申しわけないのだけれども、開発が進んできてといったときに、その建て位置、いわゆる多分4棟か5棟ぐらいもしかしたら調剤薬局来るよね、これだけの病院となれば。その位置が含まれた中での都市計画を進めていかないと、なかなかその周辺のこの道路整備というのがうまくいかないのではないかなと俺思うのだけれども。

都市計画課長 今都市計画の中には、用途地域というところで住宅・・・  
(何事か呼ぶ者あり)

川崎委員長 私語やめてくれ。

都市計画課長 都市計画のその用途の中に色を塗って、住宅地だとかそういうところ、導入しようという地域を定めている。その線引きされているのが今ピンクの下のその道路のところの線ぎりぎりのところだ。それから下のところは農振、農用地になっているので、用途の中は農地を転用するだけでいいけれども、その下のほうについては、農振の除外だとかその辺入ってくるので、用途の境を決めるときに都市部局と農政部局と県も協議しながらそこ線を引いている線なので、新潟都市計画みたいに調整区域というのを引いていないけれども、未線引きの都市計画なので、一応その用途と用途以外の農地というのはきちんと分けていると。農業委員会のほうでも、そういうふうな形で進めていると思うし、病院の用地決めるときにも、その用途のところを設定しているし、この用途については、平成25年に変更協議を経て変更したばかりなので、今後すぐその農振が外れていくということは、ちょっと考えられないかなと担当としては思っている。用途の左側の、幹線の道路の左側のほうは、ずっと用途地域になっているのだけれども、その田んぼと上の畑のところは、現在農振の地域になっている。以上だ。

川崎委員長 よろしいか。  
(何事か呼ぶ者あり)

建設 課長 済みません、全てそろわないのだけれども、田島4号線の幅員であるけれども、最小幅員が1.8メートル、最大で2.9メートルというふうな幅員になっている。もう一点、本間委員からのご質問であるが、田島11号線、こちらの矢印部分であるけれども、こちらのほうはもうJR敷地のほうに入っている。それともう一カ所であるけれども、その田島2号線からJRのほうに向かう道路であるけれども、こちらのほう

うは市道認定されていない。だから、今の市道認定要件に恐らく合致しないという  
ような形になるので、市道認定はできないというような形になるかと思う。

本間 善和 今課長どうもありがとうございました。田島4号線1.8から2.9と、今廃止したいと  
いうのが。私気になるのは、この緑町の住民の皆さんなのだ。このところは団地  
になっているわけだ、緑町という新興住宅、はっきり言えば新しい家が建って、こ  
れからも建っていくという。この人たちが病院に行きたいと。病院に通いたいと。  
目の前にあるこの病院に入りたいとき、この1.8メートルあった道がなくなるわけ、  
現道として。それで、青のやつが今かわりにできるのだけれども、それが現道より  
市道が0.6では小さく・・・

(「0.6というのは・・・」と呼ぶ者あり)

本間 善和 そういうことで、できるだけこういうところの道も廃止になるものだから、今の廃  
止のほうはしようがないと思っても、この新しく先ほどつくるという、認定する、  
これから緑町・松山線につながる道については、この緑町の人たちが病院のところ  
に、当然車では行かないと思うのだけれども、歩いて行くと思うのだけれども、便  
利なようにという意図でお願いしたいという意見だったのだ。

建設 課長 田島11号線であるけれども、先ほど0.6からというふうなことで申し上げたけれど  
も、この青の沿線にお茶畑の中を通っているような道路の形状もあるものだから、  
非常に狭いところもあるというふうなことで、今の委員おっしゃるその田島4号線  
との矢印の先っぽあたりの幅員というのは、現況では1.8メートルほどの幅員はあ  
るかなというふうな、そんな状況になっている。それと、今ほど緑町4丁目の住民  
の方々が病院のほうにアクセスできるようにというふうなことの配慮であるので、  
十分検討させていただきたいと思う。

本間 善和 結構だ。

本間 清人 この田島2号線というのは、田島3号線のこのオレンジ色の点線のところと、今ま  
で機関車庫裏線をただ結ぶだけの市道だったわけだね。その田島3号線から左のそ  
の緑町・松山線に向かうところの若干道路があり、またその田島2号線の起点の右  
側の線路に向かったところにもこれ道路があるものだから、これ全体で田島2号線  
だと思っていたのだけれども、田島2号線はあくまでもその3号と機関車庫裏線を  
結ぶだけのこの路線だけが、何でこの路線だけが認定になってきたのかちょっと不  
思議でしようがないのだけれども。

建設 課長 委員おっしゃるように、機関車庫裏線から田島3号線に結ぶ道路で市道認定された  
わけであるけれども、現況が農地の状態の場所であって、何でここだけかというの  
は、私もちょっとわからないところである。

本間 清人 そうすると、今私が先ほどから言っているその2号線の右側、それとその田島3号  
線からも左向こうの道路ある部分というのは、現状は今農道なわけだね。

建設 課長 現道というか、現況が農業用に使われている道路だというふうなことになるかと思  
う。

川崎委員長 本間委員、よろしいか。ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川崎委員長 建設課長、よろしいか。

建設 課長 今ほどの件、もう一度ちょっと答弁させてもらう。田島11号線の矢印のさっきのと  
ころであるけれども、これはJR敷地内にも入っている、その先。それと、その下  
のほうだけれども、田島2号線の起点からそのJRまでであるが、こちらのほうは、

俗に言う赤道というような指定されていると思う。

本間 清人 では、図面上見るとこの辺でないかもしれないね。現場見なければだめだね。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第49号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第7** 議第51号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（都市計画課長 東海林則雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

都市計画課長 よろしく願います。それでは、議第51号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について説明させていただく。今回の改正の内容については、昨年6月に都市公園法が改正されて、都市公園において飲食店であるとか売店などの施設を建設する場合、今まで敷地面積に対する建築面積の割合、建蔽率が100分の2、2%であった。2%を超えてはならないとされていたが、民間事業者の参入であるとか、意欲を高めるために、また小規模な公園での活用を図るために、建蔽率に10分の10、10%を限度として上乘せすることができることになったので、村上市都市公園条例についても、同様の改正をお願いするものである。あわせて、都市公園における運動施設の敷地面積に対する割合についても、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするために、運動施設率を条例で定めることになったので、村上市都市公園条例に運動施設率を100分の60、60%を超えてはならないとして追加させていただくものである。説明は以上である。ご審議よろしく願います。

（質疑）

本間 清人 第6条の2という部分のその都市公園に設ける運動施設という部分だけでいいのだよね。例えば今スケートパーク建設予定地は都市公園ではないわけだから、こういう基準には該当してこないということでもいいのだよね。あれ都市公園だか、ごめん。

都市計画課長 都市公園でないの、該当してこない。市内だと、荒川行くとグリーンパークあらかわとか運動公園施設あるし、あとパルパーク神林とか村上天神岡の野球場とか、大きなそのスポーツ施設はそういうところの施設である。

本間 清人 第5条の6に追加された、さっき10分の10と言ったけれど、100分の10だよ、1割。今まで2%だったのが今度は10%になると。例えば売店だったり、そういう販売するところを設けられると。これに該当するところは今村上市内何かある。

都市計画課長 市内では、私たち管理しているところでは特には。例えば小さい公園とかでお城山児童公園とかのやつでも、そういうことは余り考えられないと思うし、イヨボヤ会館は既にできているし、あと都市公園においてはそういうところは、それに該当するようなのではないかと思う。主に公園面積が広くて建物の面積の割合というのが大体1%に満たないとか、イヨボヤ会館にサーモンハウスとか建物が建っているけれども、あれも1.数%なので、大体の大規模公園は建つだけでも、小さい公園、1,000平方メートルぐらいのところだと、2%というところとできないかなという形だけでも、市内ではちょっと該当するところはないのかなと思っている。

本間 清人 例えばこの都市公園と言われる中に海浜公園というの入ってくるのか。例えば今監視所とかあるところあるではないか。あそこ一帯に瀬波岩船開発をずっと何年前前に北陸地方整備局でやったわけだ。そういうところも公園に入ってくる。

都市計画課長 都市公園には入っていない。海浜公園もそうだし、三面川の中洲公園とか、そういうものについては県との維持管理協定はあるけれども、都市公園にはなっていない。

川崎委員長 よろしいか。

〔委員外議員〕  
なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第51号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第52号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

建設 課長 お願いする。村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定である。ご説明申し上げます。本案については、道路法施行令の一部改正、こちらのほうが昨年、平成29年の4月1日に行われた。これに伴って、新潟県の道路占用料単価がことし4月1日に改正予定されている。本市においても、県の算定単価に準拠した形でこのたび道路占用料を改正するものである。また、条ずれ等、こちらのほうもあわせて修正させていただいて、本条例の改正をお願いするものである。改正条文の内容であるが、別記の第2条第1項、第3条第5号、第4条第1項、第7条及び附則第3項については、いずれも条ずれや誤字の訂正をお願いして、第2条関係の道路占用料については、別表のように改正するものである。占用料については、3年ごとに改正している。現在の占用料については、平成27年4月1日に改正、制定されたものであるが、このたび改正をお願いするものである。なお、121Pから本条例に関する新旧対照表を添付している。また、別表に示される占用料の新旧対照についても、123Pから記載しているので、ご確認のほどよろしくお願ひしたいと思う。以上で説明を終わらせていただく。よろしくお願ひする。

（質疑）

本間 善和 課長に道路、市道の占用という格好で関連しているので、だからちょっとお聞きしたいと思うが、よく今防火水槽をつくる場合、各集落で皆さんの土地、集落で出して寄附したり云々したりしてやっているのだけれども、なかなかそれでも数が設置することができないというのが現状だと思うので、今後道路の市道の下に、都会なんかだと十分あるわけなので、道路の下に埋設して入れる、マンホールのふただけ出るというようなことでやっている市町村たくさん知っているものだから、そういう考え方は村上市では考えているか、占用というか。

建設 課長 実際今でも市道の下に防火水槽があるところも実際ある。

本間 善和 ある。

建設 課長 はい、ある。それは問題ないかと思う。

本間 善和 わかった。

建設 課長 ただしかし、それなりの強度を持った水槽の設置する必要があるけれども、今現在道路下に防火水槽というのがある場所はある。

本間 善和 結構である。

本間 清人 この新旧対照表の124Pから126Pあたりなのだけれども、全てが上がっているのではなくて、下がってくるような部分もあるわけではないか。例えば126Pの祭礼とかに関して、1日占有面積平方メートル当たり18円という形になっているわけだが、例えば村上大祭とかで露店がその道路使用の占有をするわけだけれども、その徴収は例えば1件当たり2,000円とかそんなものとかだったか、ちょっと俺よくあれなのだけれども、そういう場合でもこの条例に照らし合わせた料金設定になっているのか。

建設 課長 その占有の用途に合わせて、こちらのほうの占有料でお願いしている形である。それと、物によって上がっているのもあれば、下がっているのもあるわけであるが、こちらのほう県で算出した単価をそのまま準拠させてもらっていて、県のほうでこれの算定のもとになるのが不動産評価額を土地の単価として算定のもとにしているものだから、そちらのその関係で場合によっては高くなったり下がったりする場合があるかと思う。

本間 清人 いや、そうなのだけれども、こういった条例にきちんと基づいた法何号とかとなっていないか、今ここに祭礼が入ってきたわけではないか。祭礼、縁日、その他の催し物に際し、一時的に設けるもの。1日占有面積1平方メートルにつき18円。こういうのがのってくるということになると、これ条例と法令に照らし合わせた規定がこういうふうになっていれば、例えば村上大祭3日間出るよね、植木市場は別としても。その3日間に関しては、その占有されている面積、露店商のあんなの、例えば5平方メートルか6平方メートルとして、そうするとこの料金設定以上は本当は取ってはだめになるのではないの。例えば2,000円だか何だったか、電気料とか、あれ引っ張っている部分があるから、それに加算されていけば別。

建設課管理室長 そちらのほうは調べさせていただいて、後ほど回答させていただきたいと思う。

本間 清人 あと、こういった料金設定されていて占有されている電柱にしても、常時設置されているのに関して、当然東北電力だとかN T Tからお金入ってくるわけだが、それは市道は市に、県道は県になるのか。

建設 課長 市道は市、県道は県、国道は国に入る。

本間 清人 ちなみに、これは値段が上がったらどのくらいとかではなくても、実際にこの占有料金で電柱だとかいろいろ、広告塔なんかは何か今回下がるみたいだし、そういったのを合わせると、今年間どのくらい市にこれ入ってくるものか。

建設 課長 平成30年度の予算にも計上しているが、こちらのほうの道路占有料であるが、1,810万円計上している。

本間 清人 その1,800計上している、これ予算書今東海林課長、あれ何Pにある。この予算書は、その1,800万円で計上されているというのは、今新しく条例改正しようとしたこの新の金額をもとにした当然予算書で組んでいるよね。

(何事か呼ぶ者あり)

建設 課長 予算は、昨年度並みで計上させてもらっている、予算については。

本間 清人 やめた。いい。やめる。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第52号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第53号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第54号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道局長 それでは、議第53号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第54号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について、以上2議案について一括して説明を申し上げます。この2議案については、平成26年度から進めてまいった南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業が完了することに伴って、簡易水道2事業を上水道を統合するために、上水道条例及び簡易水道条例を改正するものである。議第53号では、上水道条例の給水区域を定める別表第1の3に「、河内、南大平、指合」を加えさせていただきたい。また、議第54号では、簡易水道条例の別表第1から南大平・指合地区簡易水道の項及び河内地区簡易水道の項を削らせていただくものである。それぞれの条例施行日については、いずれも平成30年の4月1日である。簡単であるが、以上である。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、議第53号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第53号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、議第54号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第54号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。

（午前11時01分）

---

委員長（川崎健二君）再開を宣する。

（午前11時15分）

建設課長 大変失礼した。先ほどの占用料について、本間委員のご質問について今調べてきたので、ご説明させていただきたいと思う。まず、市道の占用料といたしては、その条例の中に占用料の減免というふうな項目があって、そこには縁日の場合というようなことで減免対象になっている。そのほかに村上市露店市場管理条例があって、これが商工観光課のほうでいろいろ露店等の管理している条例であるけれども、こちらのほうで出店する場合のその出店料を定めている。したがって、占用料として

は減免しているけれども、こちらのほうの露店市場管理条例に基づいて徴収しているというような形になっている。

**日程第10**

議第62号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

それでは、議第62号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について概要をご説明させていただく。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算の総額を48億1,270万円にさせていただくものである。次に、第2条、繰越明許費については、第2表でご説明させていただくので、4Pをお開きください。第2表の繰越明許費については、第1款第2項下水道建設費の公共下水道改築更新経費で村上浄化センター再構築基本設計の業務委託料において、従来の長寿命化計画から新たな国の支援制度に合わせたストックマネジメント計画へ変更することが村上市本市にとって有利となることから、その計画変更への見直し、検討に期間を要したため、7,039万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものである。次に、歳入歳出についてご説明申し上げる。8P、9Pをお開き願う。歳入の第4款1項1目一般会計繰入金については、歳出でご説明させていただく職員人件費の調整などで80万円を追加させていただいた。10P、11Pをお開き願う。歳出で第1款1項1目の総務管理費及び2項1目の下水道建設費においては、給与改定に伴う職員人件費の調整といたして、総務管理費では44万3,000円を、下水道建設費では36万8,000円をそれぞれ追加させていただいた。第3款1項1目の予備費については、予算書の端数調整のため1万1,000円を減額させていただいた。以上である。よろしく願いいたす。

（質疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第62号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第11**

議第63号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

それでは、議第63号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について内容をご説明させていただく。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を減額し、予算の総額を12億2,850万円にさせていただくものである。次に、第2条の繰越明許費及び第3条の地方債の補正については、第2表と第3表でご説明させていただく。4Pをお開き願う。初めに、第2表、繰越明許費については、第1款第2項集落排水建設費の農業集落排水改築更新経費で、越沢地区汚水処理場の機能強化工事において各処理槽の防食工事に見直し、検討が必要となって

工事期間に不足が生じたため、5,487万4,000円を翌年度へ繰り越しをお願いするものである。次に、5Pの第3表、地方債の補正については、事業債の減額に伴い限度額を変更するものである。それでは、歳入歳出についてご説明申し上げます。9P、10Pをお開き願う。歳入の第3款1項1目集落排水事業県補助金については、交付決定額の減額に伴って720万円を減額させていただいた。第4款1項1目一般会計繰入金については、越沢地区機能強化工事に対する補助金及び事業債の減額により財源が不足したため1,020万円を追加させていただいた。第7款1項1目の集落排水事業債については、起債対象事業に対する適債性の精査によって、起債発行額310万円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。11、12Pをお開き願う。12Pの説明欄で、第1款1項1目農業集落排水総務管理費については、給与改定に伴う職員人件費の調整により18万1,000円を追加させていただいた。第1款2項1目農業集落排水建設費の1、農業集落排水改築更新経費の測量設計等委託料については、契約実績によって31万6,000円を減額させていただいた。2、農業集落排水改築更新職員人件費については、給与改定に伴う職員人件費の調整により9万2,000円を追加させていただいた。第3款1項1目予備費については、予算書の端数調整のため5万7,000円を減額させていただいた。以上である。よろしくどうぞお願いいたします。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第63号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第12** 議第64号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(水道局長 川村甚一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第64号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。本補正予算については、給与改定に伴って職員人件費を追加させていただくものである。1Pをごらんいただきたいが、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万円を追加いたして、予算の総額をそれぞれ5億7,460万円とするものである。次に、7P、8P、歳入をごらんいただきたいが、歳入では第5款繰越金、1項1目繰越金で、前年度繰越金を20万円させていただくものである。それから、次のページ、9P、10P、こちらをごらんください。歳出であるが、これはいずれも給与改定に伴って1款総務費、1項1目一般管理費で職員人件費15万1,000円を追加いたす。また、端数調整のため1款1項2目施設管理費の施設維持経費を5万5,000円減額いたす。2款1項1目施設建設費では、同じく職員人件費を10万4,000円追加するものである。簡単であるが、以上である。

(質 疑)

本間 清人 副市長、これちょっと担当課が総務課になるのだが、今までのずっとの議案で今回の人事院勧告の給与改定によって、ほとんどの課がその職員経費でのってきているね。村上のようなこういう地方の自治体で、特に村上もそうだけれども、自主財源よりも職員報酬、議員報酬、三役も含めてなのだけれども、その人件費のほうが税金収入より高くなっている、そういう自治体はやっぱり多いと思うのだ。ほとんどが交付金頼りだ。そういった財政の中で、今回のその給与改定に応じて例えば平成28年度と平成29年度、その改定に応じた分でどのくらいふえているのか、全体で。その辺をちょっと後で総務課のほうに言うておいていただければ俺、もらう側としては、私もそうなのだけれども、それ多いにこしたことはないのだけれども、やっぱり0.何%その改定で上がることによって、では村上市のその負担がどのくらいになるのか、それがわかっていけば、今後こういった勧告が来たときにああ、この間と同じこの例えば0.2になればこのくらい財源的にふえるのだなというのがわかっていけば、私も勉強にもなるし、それちょっと出しておいてくれと言っておいてもらえないか。

副市長 承知いたしました。総務課のほうに指示しておく。

〔委員外議員〕

鈴木 好彦 ちょっと教えていただきたいのだけれども、職員の給与改定で20万円必要になったと。その原資が繰入金となっているのだけれども、間もなくこの会計が締めりそんな時期に繰入金が発生してくる、こういうメカニズムというのか、それちょっと教えていただけるか。

水道 局長 繰越金であるか。繰越金については、前年度の繰越金であるが、予算化していない、確定していないと申すか、予算化したものが繰越金として20万円ということである。会計処理上だ。

鈴木 好彦 あと一回しかないのだけれども、繰越金は年度当初にある程度確定されている金額ではないのか。

水道 局長 平成29年度当初には見込みで、予算であるので、確定はしていない。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第64号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第13** 議第65号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第65号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。本補正予算についても、内容については給与改定に伴って職員人件費を追加させていただくものである。1Pをごらんいただきたいが、第2条で収益的収入及び支出の補正であって、1款水道事業費用、1項営業費用を85万8,000円追加をさせていただく。収益的支出の予算を10億5,657万1,000円とさせていただく。第3条については、資本的収入及び支出の補正であって、第1款資本的支出、第1項建設改良費、こちらを4万9,000円追加をさせていただく。資本的支出の予算を7億4,613万円とするものである。また、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、これについては5億6,986万1,000円、これを5億6,991万円に改

めるものである。これを補填する財源については、建設改良費の積立金、これを4万9,000円を追加をさせていただき、7,155万円とするものである。補正の内容については3、4 Pの第2条の収益的収入及び支出、こちらでは1款1項2目配水及び給水費、こちらで職員人件費32万8,000円を、1款1項4目総係費で53万円、合わせて85万8,000円を追加させていただく。また、5、6 P、第3条の資本的収入及び支出については、1款1項1目の拡張事業費で、同じく給与改定に伴って人件費4万9,000円を追加させていただくものである。第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正である。職員給与費を合わせて90万7,000円追加をさせていただいて、合計で1億2,957万3,000円とさせていただくものである。簡単であるが、以上である。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第65号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 日程第14

議第17号 平成30年度村上市下水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長

それでは、議第17号 平成30年度村上市下水道事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の359Pをお開き願う。第1条で歳入歳出予算の総額を対前年度比マイナス6.0%、2億9,610万円減の46億1,290万円とさせていただいた。次に、債務負担行為については第2条で、地方債については第3条で、一時借入金については第4条で、予算の流用については第5条でそれぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については第2表、第3表でご説明させていただくので、362、363Pをお開き願う。それでは、第2表、債務負担行為から、初めに下水道汚泥収集運搬及び処分業務委託料については、平成31年度下水道汚泥収集運搬及び処分の委託業務に係る業者選定を平成30年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。次に、マンホールポンプ維持管理業務委託料になるが、こちらも平成31年度のマンホールポンプの維持管理に係る委託業務の業者選定を平成30年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。なお、債務負担行為に係る限度額については、それぞれ記載のとおり定めさせていただいた。次に、第3表の地方債になるが、起債の目的と限度額については、下水道事業債で9億7,980万円、借換債で2億2,830万円をそれぞれ限度額といたして、総額で12億810万円の限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については、記載のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。367、368Pをお開き願う。初めに、歳入から、368Pの説明欄でご説明させていただく。第1款1項1目都市計画下水道負担金については、1節現年度分、1、受益者負担金現年

度分で、村上地区2,500万円、荒川地区100万円の総額2,600万円を計上させていただいた。1款1項1目2節滞納繰越分については、昨年と同額の300万円を計上させていただいた。次に、第2款1項1目下水道使用料で、1節現年度分、1、下水道使用料現年度分については、面整備の区域拡大等による使用者の増を見込み、平成29年度より500万円増額の6億7,440万円を、2款1項1目2節滞納繰越分については300万円を、2款1項1目3節施設使用料については、行政財産使用料といたして121万3,000円を計上させていただいた。次に、第3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1、社会資本整備総合交付金については、村上地区仲間町国道7号沿線の管渠整備やストックマネジメント全体計画策定業務などの改築更新経費の補助といたして2億7,500万円を、第4款1項1目一般会計繰入金については23億5,046万6,000円を、第5款1項1目繰越金、1、前年度繰越金については、決算見込みにより4,000万円を計上させていただいた。次に、369、370Pをお開き願う。第6款2項1目排水設備等設置資金貸付金収入については、継続3件のほか新規10件分を見込み、471万円を計上させていただいた。第6款3項1目の受託事業収入については、仲間町国道7号の管渠整備に伴う上水道管の共同埋設等による受託事業収入といたして1,990万円を計上させていただいた。第6款4項1目1節の雑入で2、移設補償金については、県道坂町停車場・金屋線の拡幅工事に伴う圧送管移設工事の補償金といたして684万円を計上させていただいた。第7款1項市債については、1目下水道事業債、2目借換債ともに先ほど第3条でご説明させていただいたとおりそれぞれ限度額を定め、総額で12億810万円を計上させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。371、372Pをお開き願う。372Pの説明欄から金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目総務管理費の1、公共下水道事業総務管理経費の消耗品については、プリンタートナーや井戸メーターなどの消耗品の購入代金などで140万円を計上させていただいた。次に、出納業務委託料だが、こちらは水道局へ委託している下水道使用料金に係る検針、徴収業務の委託料といたして1,675万1,000円を計上させていただいた。次に、下水道負担金管理台帳作成業務委託料については、未整備の管理台帳作成及び台帳更新のための業務委託料といたして310万円を計上させていただいた。工事請負費については、井戸メーターを新規に設置する経費といたして250万円を計上させていただいた。消費税については、平成30年度中の申告納付税額の見込みによって1,500万円を計上させていただいた。次に、2、下水道事業排水設備等整備資金預託金については、歳入と同額の継続分3件と新規10件分といたして471万円を計上させていただいた。3、地方公営企業法適用化事業経費については、平成32年度の公営企業会計移行に向けて必要となる処理場やポンプ場、管渠などの固定資産の調査、評価業務の委託料といたして4,170万円を、公営企業会計システムの構築業務委託料といたして630万円を計上させていただいた。4、公共下水道事業職員人件費については本庁、支所職員8名分の人件費といたして6,201万4,000円を計上させていただいた。次に、第1款1項2目汚水施設管理費についてであるが、こちらは昨年度までは施設管理費として項目計上していたが、平成30年度からは汚水と雨水の施設管理を明確にするため、下水道の汚水施設管理費として名称を変更したものである。事業費といたしては、1、公共下水道事業施設維持管理経費の消耗品費については、処理場で使用する消毒剤や凝集剤などの薬剤の購入費用などで2,900万円を計上させていただいた。光熱水費は処理場やポンプ場、マンホールポンプなどの運転に係る電気、水道料といたして

9,850万円を、修繕料については計画修繕21件のほか、各地区10処理区の不時修繕費で2,600万円を計上させていただいた。次に、374Pをお開き願う。通信運搬費については、浄化センターや中継ポンプ場などの非常用通信装置の電話料といたして760万円を、廃棄物処理手数料については、下水汚泥を村上市ごみ処理場で処分するための手数料といたして1,231万2,000円を、施設維持保全業務委託料については、浄化センターや中継ポンプ場のほかマンホールポンプなどの運転管理等に係る業務委託料といたして3億7,230万円を、設備保守点検業務委託料については、浄化センターの空調機等の保守点検管理のほか非常通報受信管理業務委託料などで1,978万9,000円を、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、各浄化センターから発生する下水道汚泥の処理に係る運搬処分費といたして7,900万円を、工事請負費については、村上浄化センターのロータリープレス脱水機のオーバーホールや八幡浄化センターのスパローター分解整備工事など修繕的な工事22件分といたして8,800万円をそれぞれ計上させていただいた。次に、第1款1項3目雨水施設管理費についてであるが、こちらは平成30年度から新たに新設した項目になる。平成29年度までは、一般会計で予算計上させていただいていた泉町ポンプ場に係る経費など、下水道の雨水処理施設に係る維持管理経費を計上させていただいている。予算額の大きなものとしたしては、1款1項3目13節委託料の施設維持保全業務委託料で、ポンプ場の運転管理委託料といたして532万円を計上させていただいた。次に、1款2項1目下水道建設費についてご説明させていただく。1、公共下水道建設経費で、中ほどの測量設計等委託料については、下水道法の改正に伴い各下水道処理区の事業計画を維持管理計画を追加した事業計画に変更する必要があるため、その業務委託料といたして1,300万円を、工事請負費については、平成30年度で事業完了予定となっていた村上地区の管渠整備約2.8キロのほか、舗装の本復旧工事などで5億3,390万円を、補償金については、管渠整備工事に伴う水道管等の移設補償費といたして1,200万円をそれぞれ計上させていただいた。1Pめくっていただいて、376Pの説明欄で2、公共下水道改築更新経費になるが、測量設計等委託料については、村上浄化センターの改築更新工事に係る実施設計業務のほか、ストックマネジメント全体計画策定業務などの委託料といたして1億2,000万円を、工事請負費については、瀬波処理分区のマンホール改築更新工事のほか、県道坂町停車場・金屋線拡幅工事に伴う圧送管布設工事費などで3,400万円を計上させていただいた。3の公共下水道建設事業職員人件費については、職員9名分の人件費を計上させていただいている。次に、第2款1項の公債費については、1目元金で償還金24億5,791万3,000円、2目利子で償還利子4億6,366万1,000円の総額29億2,157万4,000円を計上させていただいた。第3款1項1目の予備費については、昨年と同額の250万円を計上させていただいた。以上で説明を終わらせていただく。よろしく願いいたします。

(質 疑)

本間 清人

363Pの地方債の件なのだが、今下水道事業債が9億7,980万円を限度、借換債が2億2,830万円を限度と。これ、利率が5%以内ということなのだけれども、この下水道事業債と借換債では多分恐らく利率違うよね。その今利率はどのくらいになっているか。

下水道課長

長期借り入れで0.6%で、短期で0.208%となっている。

本間 清人

かなり数年前とかから比べるとこの利率的にぐっと下がったのかなと思うのだ、い

いのだけれども。これ、今限度額合わせて12億円になっているのだが、これ限度額今そこまでマックスまで行ってしまっているという理解でいいのよね。

下水道課長

この限度額については、平成30年度の事業費に合わせた形で限度額を設定させていただいている。

川崎委員長

よろしいか。

川村 敏晴

376 P、公共下水道改築更新経費計上されているが、前のページ、374 Pに村上地区の布設工事費5億円等上がっているが、これでほぼ市内の実質的な布設工事は完結するのかなと思っているのだが、この376 Pの改築更新経費というのは、既設の下水道管のいわゆる補修等の経費というふうに考えてよろしいのか。

下水道課長

こちらの改築更新経費についてはいわゆる長寿命化、管渠もそうだし、処理場施設等、あとポンプ場、これらの延命化を図るための事業として考えていただければよろしいかと思う。

川村 敏晴

布設工事については、市内業者さんの施工が主だったとは思っているのだが、処理場とこの今の改築経費に関してなのだが、この辺特殊な工法を用いているというふうな話も聞いているのだけれども、村上市内業者が請け負える率というか、その辺はどんなふう把握されているか。

下水道課長

この改築更新経費、今委員のおっしゃられる特殊なところとなると電気、機械等ということになるかと思うのだが、実際こちらの設計等については、やはり私ども職員も電気、機械等に対する技術がないものであるから、現在事業団のほうに設計等委託しているところである。その中で、事業団のほうで施設等の改築更新の入札を行っていただいているわけだけれども、その中では市内の資格を持った業者さんが入っているのも、実際本年度も、また昨年度もそうだけれども、瀬波第1中継ポンプ場、第2中継ポンプ場、それぞれ市内の業者さんが落札している。だから、他の自治体さんからのその業者さんの参入というのは、今のところない現状である。

川村 敏晴

本管の中の保守点検だとか、いろいろ特殊な技術が要ると。今言ったように、県外での研修等その技術を会得している必要が、事前に必要があるようなお話も聞いているので、その辺はやはり所管する下水道課で市内業者の委託できる普及率を上げるような意味で、市内の業者で完結できるような方向性を検討しておいていただいたほうがいいのかというふうなことで今質問させていただいた。

下水道課長

今ほど委員がおっしゃられた資格等のことで、私も聞いていて、市内業者さんでやはり勉強に行っておられる業者さんもいることも存じている。その中で、その管の特殊工法というか、その中での点検等については、市内業者さんでもその機械を持っているところもある。それで、大規模な工事ではないのだが、小さな修繕工事の中では、やはり県外からその機械を持った、要は特殊工法なるもの、その業者さんは入ってくるけれども、その場合は下請という形で出させていただいたという経緯がある。

平山 耕

村上地区の下水道のつなぎ込み率はどのくらい、何%ぐらいか、村上地区で。

(「昨年4月末のでよろしいですか」と呼ぶ者あり)

平山 耕

そうそう、昨年度の利率だ。

下水道課長

村上地区公共・・・

平山 耕

それだけでいいのだが。

下水道課長

公共で59.3%になっている。

平山 耕

結構まだ低いのだね。市全体では。

下水道課長 市全体では67.5%となっている。  
川崎委員長 よろしいか。  
平山 耕 わかった。よろしい。  
本間 善和 課長、先般日本下水道事業団と災害時の協定を結んだとかという新聞報道あったわけけれども、例えばどういう災害、村上市で下水道の被害を受けたというようなとき、地震等が想定されるわけけれども、主として。日本下水道事業団、どんな支援とか云々とかというのが考えられるのか。

下水道課長 こちらの、このたびことし1月22日の日に災害支援協定を締結させていただいたけれども、これが平成27年の下水道法の改正に伴って、今までだと下水道管理者からの指示がなければ調査また修繕、その災害時の復旧等かかわることができなかったのだが、この改正に伴って協定を結ぶことによって、その下水道管理者からの指示がなくても調査、応急復旧まではしていただけると。ただ、それに伴う実費は当然かかることではあるけれども、そうすると災害を想定した場合、当然その市の職員は、私ども災害になると上下水道部ということで上水道、下水道の復旧に当たるわけなのだけれども、それ以外の市民の皆様への復興への支援となった場合に、なかなか職員の手が回らないという実態があるということもお聞きしている。その中で、今下水道事業団さんと締結させていただくことによって、もうその協定がなくても、職員の指示がなくても調査をしていただいて、報告は当然来るけれども、その中で応急復旧まで、その設計書等までの、要は災害の査定を受けるところまで支援を受けることができるというのがこのたびの支援内容である。

本間 善和 職員のかわりにやってくれるというような格好なわけだね。  
下水道課長 それで、今事業団さんと結ばさせていただきますが、この先ほどの下水道法の改正に伴って、現在平成25年に日本下水道管路管理業協会さんとも災害協定を締結させていただいている。ただ、これについては、先ほどご説明させていただいたように管理者の指示がなければできないということで、これも15条の2という新たに追加された項目なのだが、これに基づいた形で日本下水道事業団と同じに、指示がなくてもその復旧対策に当たっていただけるということで、締結に向けて今準備を進めているところである。

本間 善和 もう一点、ちょっとごめんなさいだけれども、374P、施設の維持管理業務委託料3億7,230万円と。昨年と違って汚水と雨水を分けたという格好で、昨年は一発で上がっていたわけだけれども、合わせると4億円超えてくるという数字なのだけれども、昨年から比べるとかなりの増額になっているが、施設がふえたか云々だとかと、何かの理由、どういう理由でこんなにふえているのか。

下水道課長 この施設維持保全業務委託料については、昨年までは平成27年の締結した複数年契約で平成27、28、29、3年間であった。このたびまた複数年契約をさせていただくことによって、これから契約でまた金額が今設計額になっているので、新たに契約料が確定すれば、この増額した分はその請負差額等にかかるものというふうに考えている。だから、あくまでも昨年度までは契約による金額、ことしは設計による金額ということである。

本間 善和 了解した。ありがとうございます。  
本間 清人 旧村上市内の下水道工事、前の計画でいくとたしか平成33年度で完結だったっけ。平成30年だったか。では、ことし、本年度のあれで。それ終わってからのことなのだけれども、例えば工事業者さんとそれで一段落をして、新しい今都市計画でまた

住宅ができればさらにこの工事は出てくるわけだが、古しいところの管の今度入れかえ工事という計画というのは、今もう立っているのか。

下水道課長

管渠の入れかえ等については、耐用年数が管渠だと50年という長いものであるのですが、今現在はそちらのほうの入れかえというものは計画していない。ただ、施設、ポンプ場等についてやはり老朽化が進んだり、そういうものについては、今現在進めているストックマネジメント計画の中に入れて、順次改築更新を行っていくという計画になっている。

本間 清人

所管外かもしれないけれども、例えば南町の村上南小学校のちょうど裏あたりの前、村上桜ヶ丘高校の田んぼだったところなんか今物すごく造成して家建っているよね。今新しい家は、ほとんどがオール電化で、太陽光パネルを入れてやっているわけだが、結局新しく造成した、その都市計画に基づいて造成して、これから例えば村上総合病院ができるとあの辺も造成になってくるのだけれども、その下水道の管を埋めると同時に電線の管も一緒に埋設するなんてことは考えられないものか。

下水道課長

高さを変えれば可能かとは思うのだけれども、ただどうしても汚水なので、そうするとその場所をずらせとか、今上水道管等も一緒に埋設、併設してやっているところあるのだけれども、それは高さとかも変えているので、その辺はそういう案件が出てくれば協議しながらとは思うのだけれども、可能ではないかなというふうに考えている。

本間 清人

都市計画課長のほうでは、何かそういったこれから新しい造成されるときに、長井町とかあの辺今全部電柱がなくて下に埋まっているわけではないか。この間も、ずっと山北地区なんか大分1日も停電続いた地区もあったりして、埋まっていればそんなに今後停電の率も下がるわけだよ。オール電化のうちばかりになってくると、電気とまってしまうとどうにもならないというところが多くなってくると思うのだ、今後。その辺の何か計画の中で、これから造成地域に関してはその電柱を立てずに、この占用料が入ってこないからとか、いろいろ問題もあるかもしれないけれども、全部埋めてしまおうかという、そんな何か計画とかはないものか。

都市計画課長

今うちの都市計画のほうでは、歴史まちづくりというような形で景観での電柱移転とか地下埋というのは計画したりしているけれども、一般のところのその開発地における電柱の地中化というのは事業者、駅西の病院とかとなると、どちらのほうから電気を引いていけるのか。後ろのほうまでは、田んぼのほうではなくて今あるところから引いてくるのだと思うし、あとは一般の都市計画の開発行為となると、民間の事業者がやるわけで、下に埋めるというのだと電線引くよりも数倍のお金がかかる。市が開発するような場合にはあれだけれども、一般の場合には業者のほうが開発するので、地中化というのは難しいのではないか。国の補助や何かの関係もあって、あと建設課にはなるのだからかもしれないが、災害時に電柱が倒れたりする場合とか、電柱の地中化については国のほうからもいろいろ指針が出ているし、指導もあるけれども、実施についてはなかなか経済的な面もあって、今都市計画としての地中化というのは、特に歴まちの重点地区における擬装化とかのところを抜けると考えていない。

川崎委員長

よろしいか。

〔委員外議員〕

木村 貞雄

私、一般質問で財政のことを話していたのだけれども、時間がなくて余りできな

ったのだけれども、去年の9月に公共施設等の総合管理計画というのが策定されたわけだけれども、これ総務課のほうだけれども、その中で今ほども課長も言われたように、耐用年数50年あるよね。合併前に下水道の整備したところは、まだ20年ぐらいはあるのだけれども、そういった観点から財政的なことを考慮して、今後そういう合併前につくった神林地区とか山北、荒川はそのときだけれども、朝日が早かったか、集中するわけだよね、その更新時期というのはどうしても耐用年数からいくと。そういう集中するということは、財政に圧迫するわけなので、そういうことはこれから計画立てていく段階かと思うのだけれども、どんなふうに考えているか。今ほどの件については、私どもも平成28年度から事業団さんと一緒にちょっと勉強会させていただいて、そこで今後の起債の償還計画であったりとか、それらも見ながら今後事業を進めていくことで考えている。その中で、今ほど委員のおっしゃられた、確かに古いものがある。その中で統廃合であったり、また今計画を進めているストックマネジメント計画、一般的にはその耐用年数でではここは直さなければならぬというふうにはなっているのだが、その我慢できるところ、我慢できないところ、それを振り分けをして、我慢できるところについては、やはり毎日動かなければならぬ施設であるので、その保守点検等十分行う。その中で、我慢できない、もうこれは改築しなければならぬ施設だよというものを見きわめながら進めて、一挙に整備をするのではなくて、そういうような形で財政状況を見ながら計画を進めていきたいというふうに考えている。

下水道課長

木村 貞雄

それから、この歳入のほうの関連なのだけれども、370Pの排水設備等の設置資金の貸し付け、これ毎年大体似通っているのだけれども、これに対して年間の、昨年度であれば一番いいのだけれども、つなぎ込みの件数はどのぐらいなのか。

下水道課長

昨年度の接続の件数だと442件が接続されている。今ほどのその排水設備の資金の借入れについては、なかなか今少ない現状である。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。

（午後0時04分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。

（午後1時10分）

#### 日程第15

議第18号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長

それでは、議第18号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の385Pをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額は、前年度比マイナス1.7%、2,030万円減の11億9,770万円とさせていただいた。次に、債務負担行為については第2条で、地方債については第3条で、予算の流用については第4条で、それぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については第2表、第3表でご説明させていただくので、

388、389 Pをお開き願う。第2表、債務負担行為のマンホールポンプ維持管理業務委託料については、平成31年度のマンホールポンプの維持管理に係る委託業務の業者選定を平成30年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。次に、第3表、地方債になるが、起債の目的と限度額については、集落排水事業債で2億1,310万円、借換債で6,090万円をそれぞれの限度額といたして、総額で2億7,400万円の限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については、記載のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。393、394 Pをお開き願う。初めに、歳入から、394 Pの説明欄で金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目農業集落排水事業分担金については、1節現年度分、1、農業集落排水事業受益者負担金現年度分で、滝の前集落の受益者負担金63万円を計上させていただいた。次に、第2款1項1目農排施設使用料で、1、農業集落排水施設使用料、現年度分で1億7,480万円を、2款1項2目個別浄化槽施設使用料、現年度分で80万円を計上させていただいた。次に、第3款1項1目集落排水事業県補助金、1、農業集落排水事業費補助金については、中浜地区の集落排水施設機能強化工事に係る実施設計業務の事業費補助や起債償還に係る補助金などで3,860万円を、第4款1項1目一般会計繰入金については6億8,944万8,000円を、第5款1項1目繰越金、1、前年度繰越金については、決算見込みにより1,500万円を計上させていただいた。1 Pめくっていただいて、第6款2項1目排水設備等設置資金貸付金収入については、新規10件分を見込んで400万円を計上させていただいた。第7款1項市債については、1節集落排水事業債、2目借換債ともに先ほど第3条でご説明をさせていただいたとおり、それぞれの限度額を定め、総額で2億7,400万円を計上させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。397、398 Pをお開き願う。398 Pの説明欄で、金額の大きなものについてご説明させていただく。第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業総務管理経費の中ほど、出納業務委託料については、水道局へ委託している使用料金に係るメーター検針、徴収業務の委託料といたして443万8,000円を、消費税については、平成30年度中の申告納付税額の見込みによって1,250万円を計上させていただいた。次に、2、農業集落排水事業排水設備整備資金預託金については、歳入と同額の新規10件分、400万円を計上させていただいた。3、地方公営企業法適用化事業経費については、平成32年度の公営企業会計移行に向けて必要となる処理場や中継ポンプ場、管渠などの固定資産の調査、評価業務の委託料といたして1,542万円を、公営企業会計システムの構築業務委託料といたして240万円を計上させていただいた。4、農業集落排水事業職員人件費については本庁、支所職員4名分の人件費といたして2,481万3,000円を計上させていただいた。次に、第1款1項3目農業集落排水施設管理費の1、農業集落排水事業施設維持管理経費の消耗品費については、処理場で使用する薬剤の購入費用などで232万3,000円を計上させていただいた。光熱水費については、処理場や中継ポンプ場、マンホールポンプなどの運転に係る電気、水道料などとして4,632万2,000円を、修繕料については計画修繕4件のほか、各地区17処理区の不時修繕費といたして1,500万円を、通信運搬費については、浄化センターや中継ポンプ場などの非常用通信装置の電話料といたして330万円を計上させていただいた。1 Pめくっていただいて、400 Pをごらんいただきたいと思う。施設維持保全業務委託料については、処理場や中継ポンプ場のほかマンホールポンプなどの運転管理等に係る業務委託料になるが、こちらは

公共下水道で平成27年度より行っている複数年契約による包括的民間委託を採用し、集落排水事業においても、平成30年度から実施することといたして、平成30年度分といたして9,541万3,000円を計上させていただいた。設備保守点検業務委託料については、非常通報受信業務委託料といたして1,414万7,000円を、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、処理場から発生する下水汚泥の処理に係る運搬処分費といたして4,600万円を計上させていただいた。工事費については、上海府処理場の高速避雷器設置工事のほか、蒲萄処理区のナンバーワンマンホールポンプ制御盤改修工事など6件の工事費で1,700万円を計上させていただいた。1款1項4目個別浄化槽施設管理費については、河内地区の浄化槽24件分の保守点検や修繕費などで129万5,000円を計上させていただいた。次に、第1款2項1目農業集落排水建設費になるが、1、農業集落排水改築更新経費の測量設計等委託料については、中浜地区処理場の機械、電気設備等の機能強化に係る設計業務のほか、高根地区の機能強化計画策定業務及び蒲萄地区の機能診断業務委託料などといたして2,120万円を計上させていただいた。2、農業集落排水改築更新職員人件費については、職員2名分の人件費になる。次に、第2款1項の公債費については、1目元金で償還金7億1,739万9,000円を、1Pめくっていただいて、2款1項2目利子で償還利子1億2,814万7,000円の総額8億4,554万6,000円を計上させていただいた。第3款1項1目の予備費については、昨年と同額の250万円とさせていただいた。以上で説明を終わらせていただく。よろしく願いいたします。

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第16** 議第19号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長

それでは、議第19号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計予算について、その概要をご説明申し上げます。まず、予算書の410P、こちらをごらんください。第1条で歳入歳出予算の総額を4億2,550万円といたしている。これは、前年度に比べて22.8%、1億2,550万円の減となるが、これは南大平、指合、河内地区の簡易水道統合整備事業あるいは山北地区大谷沢橋配水管添架工事、これらが完了し、施設の建設費、これが平成29年度と比較をいたして1億1,493万5,000円ほど減ったことなどが主な要因である。次に、第2条では債務負担行為の期間、限度額を定めている。内容は、413Pに記載の地方公営企業法適用に伴う例規整備事業の業務委託料である。また、3条では、地方債の借り入れ限度額等を定めている。414Pに記載のとおりである。建設改良経費等に充当するための簡易水道事業債の起債であって、限度額を5,550万円といたしている。借り入れ方法等については記載のとおりである。続

いて、415P、こちらをごらんいただきたいが、歳入歳出予算、歳入では1款分担金及び負担金が640万円、2款使用料及び手数料で1億5,982万1,000円、3款繰入金で1億9,877万5,000円、建設事業等に充てる市債であるが、こちら今ほど説明申し上げた5,550万円、以上計上いたして、歳入の合計を4億2,550万円といたしている。また、次のページ、416、417P、こちらの歳出では、1款総務費に1億3,563万9,000円、2款施設費に7,125万3,000円、3款公債費に2億1,560万8,000円、4款予備費に300万円を計上いたして、歳入と同額の4億2,550万円といたしている。続いて、歳入歳出の主なものについて説明を申し上げる。418、419、こちらのページをごらんいただきたい。初めに、歳入である。第1款1項1目工事負担金640万円であるが、これは消火栓の工事予定に伴う負担金である。それから、2款1項1目水道使用料、こちらは現年度分といたして1億5,892万2,000円を計上をいたしている。次に、3款1項1目の一般会計繰入金である。1億9,877万5,000円、こちらは地方債の元利償還金の50%相当分、これが1億780万4,000円、それから収入不足の補填分といたして9,097万1,000円をお願いするものである。次に、6款1項1目簡易水道事業債5,550万円、こちらについては建設改良事業及び地方公営企業法の適用化事業経費、こちらに伴って借り入れるものである。続いて、歳出である。422、423Pをごらんいただきたい。1款1項1目一般管理費である。説明欄1の一般管理経費は、水道業務にかかわる管理であって、料金収入の手数料あるいは水質の検査、メーターの交換等にかかわる経費あるいは修繕料であるし、収納事務等にかかわる負担金である。また、消費税が当初200万円を見込んでいます。それから、説明欄2の地方公営企業法適用化事業経費は、水道台帳の作成業務委託料の本年度分765万8,000円と、公営企業会計システムの簡易水道事業会計システム追加業務委託、これが736万7,000円、それから例規整備の支援業務委託162万円、それと上海府、瀬波の簡易水道の資産台帳、これを修正業務の業務を委託いたす。46万円である。説明欄3の一般管理職員人件費については、職員4人分の人件費である。次に、1款1項2目の施設管理費である。各地区の簡易水道施設の維持管理経費であって、説明欄1の施設維持経費は、施設の電気料等の光熱水費あるいは修繕料、保守点検、漏水調査の委託料、緊急修理の待機委託料などである。次に、424、425Pをごらんいただきたい。2款1項1目施設建設費である。簡易水道建設改良経費については、村上地区の上山田地区飲料水供給施設の改良であって、送水管の実設計あるいは改良の工事、それから配水池の改修、これらと山北地区においては中継地区あるいは府屋地区の水管橋の改良工事の詳細設計、それから雷、山熊田地区の監視装置の設置、八幡地区の水源地の水位計の取りかえを予定しているし、朝日地区においては、高根地区の取水井戸の水位計の取りかえなどを予定している。また、消火栓については、8基分の新設あるいは更新等を行う予定である。次に、3款1項公債費2億1,560万8,000円、こちらは起債の償還元金が1億7,948万2,000円、償還利子が3,612万6,000円である。426Pから430Pについては、職員6人分の給与明細等を記載している。431Pについては、先ほどお話し申し上げた債務負担行為の調書である。内容は、簡易水道の資産台帳の作成業務委託料あるいは地方公営企業法適用に伴う例規整備業務委託料である。最後になったが、432Pをごらんいただきたい。簡易水道事業債の各年度末における現在高の見込み額の調書である。平成30年度末の現在高は、一番右側になるが、22億8,459万8,000円となる見込みである。以上である。どうぞよろしくお願いいたしたいと思う。

(質 疑)

- 本間 善和 水道局長、水道料金の改定のことについてお伺いしたいと思うが、ことしがたしか改定の年、平成30年度が改定の年になっている。どのような内容で改定か、もう一度ちょっと。
- 水道 局長 水道料金については、合併以降まず基本料金、こちらを平成26年度から平成30年度までの5年間、これ経過措置で同額に合わせていこうということで、平成30年度が最終年度になる。その後、従量料金の改定というふうなことで取り組んでいくわけであるけれども、これについては、さきにこれを審議していただく上下水道の事業の審議会を平成29年度に設置をいたして、下水道料金と一緒に審議をいただいているところであるが、これまで2回ほど審議会の設置をいたして、今後平成30年度にもまだ審議を継続しながらやっていこうというふうなことで考えている。
- 本間 善和 水道局長 ちょっとわかりにくいんだけど、この従量料金については、最終何年の年に、例えば皆さんが一緒になるとか云々とかというのは、その辺のほうはどうなのか。
- 水道 局長 この従量料金の料金の額、それから実施の時期というか、これについてもその審議会で審議をいただこうというふうなことに私どもから諮問を申し上げていて、そのようなことで今審議をいただいているところである。
- 本間 善和 水道局長 今簡易水道のこのことしの収入なのだけれども、昨年と比べてかなり減っていると、収入、予算の状態。どういう意図でこのぐらい少なく見込んだのか。
- 水道 局長 減額になった大きな理由については、建設改良の建設費が水道でいえば大型事業になるけれども、それが終了したことと・・・
- 本間 善和 水道局長 いや、違う。
- 水道 局長 使用料。
- 本間 善和 水道局長 料金。
- 水道 局長 失礼いたしました。申しわけない。使用料については、大きなところは神林地区の2簡易水道事業、これを上水道事業に統合いたすので、そちらのほうで平成30年度からは上水道事業の使用料というふうなことになるところがあるし、それから人口減であるとか、そういったようなところで給水量が減ってまいる。そういったようなところで使用料の減額を見込んでいる。
- 本間 善和 水道局長 そうすると、神林地区のやつ、簡易水道から上水道に変わると。当然上水道も今度、後ほどだけれども、料金収入がふえるというのが1つあると、そういうことだよ。それから、この基本料金のことを平成26年から段階的に変えていくというお話あったのだけれども、この平成30年度が最終年度という格好で、どこかそこのところで該当して基本料金が上がったたり下がったりという地区あるのか。
- 水道 局長 簡易水道事業について申し上げれば、まず村上地区については上がる。それから、山北地区、それから朝日地区については下がる。
- 本間 善和 水道局長 村上地区の上がるというの、どこの地区なのか。村上地区の上がるというのはどの地区。
- 水道 局長 水道事業で申し上げますと、山辺里地区が簡易水道、それから上海府、瀬波の簡易水道事業、それと小さくなるけれども、上山田地区の飲料水供給施設、大栗田地区の飲料水の供給施設だ。
- 本間 善和 水道局長 これは、4月1日からという格好だと思うのだけれども、当然この予算だけ反映したという格好で、山北地区で下がるというのをちょっと私わからなかった。どんな

水道 局長 広報していた。上がったたり下がったりする広報、市民の皆さんに対する広報である。既に発行しているが、3月1日号のお知らせ版と記憶しているが、そちらのほうに新しい料金についてはこうなるということで広報差し上げていただいている。

本間 善和 わかった。結構である。

〔委員外議員〕  
なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第17** 議第20号 平成30年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長（水道局長川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

水道 局長 それでは、議第20号 平成30年度村上市上水道事業会計予算について、その概要を説明申し上げたいと思う。予算書433Pをごらんいただきたいが、まず第2条で平成30年度の給水戸数あるいは年間総給水量等の業務の予定量を定めさせていただいている。それから、主な建設・改良・拡張、これらの工事について、まず配水管建設工事については8,905万2,000円、改良工事については1億1,678万円、それから拡張工事といたして6億593万3,000円とさせていただいている。次に、3条では収益的収入及び支出、この予定額を定めている。1款水道事業収益では11億6,743万5,000円、水道事業費用では10億5,637万5,000円を計上させていただいて、差し引きの利益が1億1,106万円を見込んでいる。続いて、434P、こちらをごらんいただきたい。第4条で資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入で6億1,434万1,000円、資本的支出で12億3,078万1,000円を計上し、収入が支出に対して不足する額6億1,644万円については、起債のそれぞれの資金で補填をするというふうな予定である。第5条については、債務負担行為について。平成30年度から平成33年度までの4年間で行う予定である水道台帳システムの構築業務委託、これについて定めさせていただいている。次に、第6条の企業債であるが、借り入れ限度額を5億8,400万円といたして、借り入れ方法及び利率等について定めている。また、第7条では一時借入金、この限度額を1億円とさせていただいている。次に、第8条では支出経費の流用、この範囲を記載をいたしている。また、第9条では、議会の議決をいただかなければ流用できない経費、これについて職員給与費1億3,142万4,000円と定めている。また、第10条では、棚卸資産の購入限度額250万円といたしている。続いて、予算の概要について説明させていただく。ちょっと飛んで恐縮だが、444、445P、こちらからお願いいたします。収益的収入及び支出、これは施設等運転管理あるいは水道事業の運営経費並びにその財源内訳を示すものである。収入である。1款1項1目給水収益、水道の料金収入であるが、9億8,454万3,000円を見込んでいる。それから、1款1項2目受託工事収益、こちらは消火栓の新設あるいは修繕など一般会計から負担をいただく分といたして1,920万円を計上させていただいている。1款1項3目その他営業収益3,054万6,000円については、収納事務の負担金等を見込ませていただいている。それから、1款2項2目他会計補助金については、上水道事業に統合いたした旧簡易水道の統合前の建設改良、これに伴って

起こしている起債の利子分、2分の1であるが、それとそれらの一般会計からの繰り入れによるものである。1款2項3目長期前受金の戻入であるが、1億2,755万6,000円を見込ませていただいている。次に、446、447P、こちらをごらんいただきたい。支出である。第1款1項1目原水及び浄水費1億2,417万円、こちらは浄水施設の管理あるいは水質検査、施設等の修繕、浄水場等の動力費、これらである。それから、1款1項2目配水及び給水費1億764万3,000円、これは職員4人分の人件費のほか、給水関係の維持経費あるいは水道施設の緊急修繕の待機料等の経費である。それから、448になるけれども、1款1項3目受託工事費1,920万円、こちらについては申し上げた消火栓の新設あるいは取りかえ、移設、撤去といったものであって、そちらの工事請負費である。1款1項4目総係費1億3,276万6,000円、これは職員12人分の人件費であるとか、検針の委託料、手数料等の事務的な経費である。次に、次のページであるが、1款1項5目減価償却費は、今年度5億5,178万5,000円を見込んでいる。それから、1款1項6目資産減耗費2,000万円であるが、これは配水管の改良工事等によって既設資産を除却するその除却費である。次に、452、453Pをお願い申し上げる。1款2項営業外費用であるが、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息9,760万8,000円については、財務省の財政融資資金と公営企業金融公庫資金、それから平成29年度の借り入れ分あるいは新たに統合する神林地区簡易水道分を見込んでいる。続いて、454、455Pである。資本的収入及び支出、こちらは施設の建設整備にかかわる費用と財源である。収入であるが、1款1項1目企業債5億8,400万円、これは荒川地区、村上地区の拡張事業にかかわる工事費あるいは委託費に充当するためのものである。工事費等の95%を見込んでいる。1款2項1目出資金644万円、こちらは統合した簡易水道の統合前の建設改良に充てた起債の元金分の償還金、その2分の1である。それから、1款3項1目工事補償金2,390万円、こちらは下水道工事あるいは県道の改良事業等に伴う配水管改良工事の補償金である。次に、456、457をごらんいただきたいが、支出についてである。拡張事業費6億2,680万5,000円、これについては荒川の3次拡張事業と村上の4次拡張事業に係る事業費である。給与等については、職員1人分の人件費である。委託料1,196万円、これは今ほどの荒川の拡張事業の施工管理あるいは村上の同じく施工管理等の委託料である。工事請負費6億593万3,000円、こちらは荒川の拡張事業で行う荒川の浄水場の更新関係の工事請負費と村上の分である。それから、1款1項2目建設事業費であるが、1億87万6,000円、これは村上地区の塩町地区、山辺里地区、それから幹線道路等の配水管、これらの建設の委託工事費、また荒川地区の都市計画道路の配水管の建設及び水管橋添架に伴う設計の負担金等である。なお、この建設事業費では、1,175メートルの配水管の建設を見込んでいる。それから、1款1項3目改良事業費1億8,508万円であるが、委託料6,050万円、これについては市道南線配水管の改良の詳細設計、あるいは朝日上水道猿沢水源の移設にかかわる地質調査業務委託、それと水道台帳システムの構築業務委託等である。工事請負費1億1,678万円のうち配水管の改良工事、これについては下水道工事あるいは県道の改良工事、それと各地区の改良、合わせて9,138万円で、延長は1,520メートルを見込んでいる。それから、石綿管の改良工事であるが、村上地区の大欠地内での改良工事で、改良の延長を50メートルと見込んでいる。それから、施設改修工事については、村上の浄水場の監視装置等の改修工事、猿沢浄水場の外壁等の補修工事、それから朝日の猿沢水源の作井工事を見込んでいる。負担金780万円については、公共下水道事業に

伴う工事負担金である。それから、1款1項5目固定資産購入費100万円は、非常用発電機の購入費である。1款1項6目リース債務支払額236万3,000円、こちらはパソコンあるいはハンディーターミナル、こちらの支払い額である。1款2項1目企業債の償還金3億1,347万2,000円、こちらは財政資金が1億9,794万7,071円、公営企業金融公庫分が1億833万1,418円、神林地区の統合する簡易水道分、こちらは719万2,857円である。458P以降については、財務書証あるいはキャッシュフロー、給与の明細書等を添付している。また、466、継続費に関する調書あるいは次のページ、債務負担行為に関する調書も添付しているので、ごらんいただきたい。説明は以上である。どうぞよろしく願いいたす。

(質 疑)

本間 清人

実際問題で、この積立金やら建設改良積立金やらいろいろ保留金やらとあるわけだが、実際今企業会計の中で手元にあるその貯蓄高というか、そういう積立金やら何か全部合わせた総額の金額と、逆に言うその起債、地方債とかの全部今までの起債してきた部分の合計金額はどのくらいになっているのか。

水道 局長

それでは、管理業務室の担当係長から答弁申し上げたいと思う。

水道局管理業務室係長

それでは、予算書の469Pをごらんいただきたいと思うが、ここに上水道事業の平成29年度の予定貸借対照表というのがある。これは、平成29年度見込みなのだが、ここの2番目の流動資産のところの(1)、現金預金というのがある。ここに6億215万8,000円というのが平成28年度末でいう水道事業の現金残高ということの見込みになる。起債については、その隣のページにある3の固定負債の(1)、企業債のイ、建設改良等に充てるための企業債50億7,500万円程度と、その下流動負債の企業債3億600万円というのがある。この2つを合わせた形で企業債残高ということになっていて、何で2つに分かれているかと申すと、次年度に、1年以内に返済するものを流動負債に持ってくるので、この3億600万円分だけ分かれているということで、平成30年度末はその次ページについているので、ご確認いただければと思う。

本間 清人

ありがとうございます。470Pの長期にわたる固定負債にかかわるこの50億円なのだけれども、これは企業会計あるうちはずっとこのまま行くのだよね、多分。減っていくのか。

水道局管理業務室係長

ここにあるとおり、毎年返済が3億円程度返済していくわけである。あと、次年度荒川の浄水場の建設事業で一旦拡張事業が終わるので、そうすれば借入額よりも返済額が多くなれば、当然と残高は減っていくので、私どもとしてはなるべく返済額のほうを大きくしてこの残高を減らしていきたいというふうには考えている。

本間 清人

利息の支払いでその約九千何百万円とかとなっているわけではないか。1億円近い利息を払って、それはいいのだけれども、さっき下水道工事などの借入債とかあるわけではないか。水道会計の中でも、その借りかえの債をふやしてその利率を下げるとか、そういう策というのは何かあるものか。

水道局管理業務室係長

以前平成23年には、保証金免除の繰上償還というのがあるが、利息の高い借り入れは繰上償還してもいいよというようなことで水道事業も利用させていただいたのだが、平成24年以降それがなくなることと、上水道についてはそういう下水道事業さんと違ってそういう有利な借りかえみたいなものもないので、基本的に

は借りたものは特に補填もなく返さなければいけないというような状態になっている。

本間 清人 この50億円の今負債の部分で、これは主にどこからの借り入れになっているのか。

水道局管理業務室係長 いわゆる財政融資資金が主なものであるので、財務省からの借り入れがここ最近は多くなっている。

本間 清人 ちょっと済みません、最後もう一点。ちょっと細かい話なのだが、435Pの第10条にある棚卸資産の購入限度額は250万円とするという、これちょっと意味わからない。ごめんなさい、これ教えていただきたい。

水道局管理業務室係長 棚卸資産というのは、水道事業でいうと水道メーターの購入が棚卸資産に当たる。水道メーターというのは、購入するときは棚卸資産ということで一括購入をいたして、各ご家庭に設置をされたときに初めて費用化されて、在庫の状態ですべて費用化されるということなので、棚卸資産の購入限度額ということを設定させていただいているということである。

本間 清人 いわゆる棚卸のときに250万円を限度としたメーターを在庫で抱えるみたいな格好で、俺ら工事屋の在庫みたいなものでいいと思うのだけれども、その250万円を限度としたメーターとすれば、大体何個ぐらいそのメーター在庫抱えられるのか。

水道局管理業務室係長 年度ごとに大体単価は違うのだけれども、13ミリのメーターが主なものであるので、年度で大体1個2,000円程度の単価であるので、それぞれ大きい口径も抱えなければいけないこともあるので、2,000円から2,500円で割りかえすると、大体1,000から1,250ぐらいの個数になろうかと思う。

本間 清人 済みません、何度も。こんな1,000から1,200の在庫を抱え、限度だから別にそれまで、マックスまで買う必要はないのだろうかけれども、去年の見込みで去年例えば500個出たからことしも500個は買っておこうぐらいな感じなのかなという感じはするのだが、うちなんかもメーターなんかしばらくかえてもらったことないわけだけれども、では大体年間そのメーターかえていくというのはどのくらいかえていくのか。

水道 局長 これは、このメーターについては料金をいただくために計量法の規定があって、8年以内ということになっていて、設置のその年度について違っている。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 資本的支出の関係、改良事業なのだけれども、その中でいつも気になるのだけれども、石綿管の残っている延長はどれぐらいあるのか、今。

水道 局長 大変申しわけない。約になるけれども、上水、簡水合わせて台帳上については約1万メートルほどである。

木村 貞雄 やっぱり将来のことも考えなければならぬので・・・何、間違った。

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄 今回大欠の分聞いたのだけれども、そういった水計画は立てていないのか。

水道 局長 市町村合併以降、それを改良していく、石綿管を改良しようというふうな年次計画を立てて施工してきているということなのだけれども、これも改良というふうなことになって、ほかに例えば老朽化が進んで漏水が多い区間の改良を優先しなければならないとかというふうな事情によって、正直若干おくらしているということは事実である。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された議案の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

---

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午後1時57分）